

引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日から地方消費税率は1.0%（消費税率4.0%の100分の25）から1.7%（消費税率6.3%の63分の17）に、また、令和元年10月1日からは、標準税率が2.2%（消費税率7.8%の78分の22）に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

（単位：千円）

事業名		予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	663,843	326,710		22	337,111
	重度障害者医療費助成事業	28,439	11,554		4,731	12,154
	小規模作業所事業	19,183			20	19,163
	隣保館事業	10,877	4,185		1	6,691
	児童福祉事業	71,856	23,730		81	48,045
	乳幼児医療費助成事業	25,134	2,424		920	21,790
	児童措置事業	87,474	78,758			8,716
	母子福祉事業	80	0			80
	母子家庭医療費助成事業	4,500	1,524		1,582	1,394
	児童福祉施設事業	365,610	10,260		112,083	243,267
	就学援助事業	5,716	68			5,648
	高齢者福祉事業	173,028	58,625		8,644	105,759
	高齢者福祉施設事業	16,295	9,000		184	7,111
	小 計	1,472,035	526,838		128,268	816,929
社会保険	国民年金事業	4,063	2,788			1,275
	国民健康保険事業	145,424	50,404		170	94,850
	介護保険事業	250,865	14,599			236,266
	後期高齢者医療保険事業	253,511	53,162		323	200,026
	小 計	653,863	120,953		493	532,417
保健衛生	疾病予防対策事業	39,500	0		0	39,500
	母子健康指導事業	14,648	4,030			10,618
	保健センター事業	100,148			4,344	95,804
	健康づくり推進事業	1,301				1,301
	健康増進事業	31,656	1,761		363	29,532
	地域医療対策事業	161,920			0	161,920
	小 計	349,173	5,791		4,707	338,675
合 計		2,475,071	653,582		133,468	1,688,021
						うち引上げ分の 地方消費税 116,000